

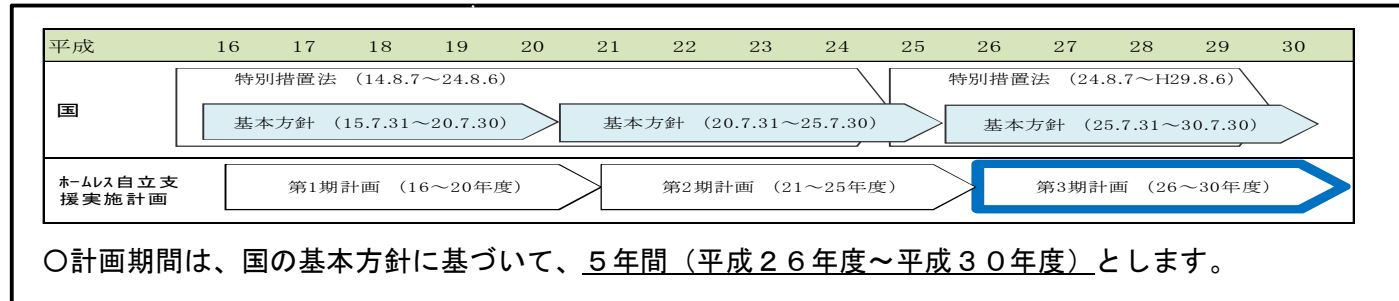
1 ホームレス自立支援施策の経過・これまでの取組

昭和46(1971)年	「川崎市明るいまちづくり対策協議会」を設置し、ホームレスの保護や就労支援を実施
平成6(1994)年	経済状況の悪化で、ホームレスが増加。緊急援護として、食糧品支給事業、越年対策事業、健康対策事業を開始
平成14(2002)年	国が「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(10年の限時法)を制定
平成15(2003)年	国が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定
平成16(2004)年	「第1期川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定、自立支援施策を開始 川崎市ホームレス緊急一時宿泊施設「愛生寮」開設
平成18(2006)年	「川崎市就労自立支援センター」「富士見生活づくり支援ホーム」開設
平成20(2008)年	国が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を改定 「川崎市就労自立支援センター分館」開設
平成21(2009)年	「第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定 「富士見生活づくり支援ホーム分館」開設
平成22(2010)年	「川崎市就労自立支援センター別館」開設、「富士見生活づくり支援ホーム」閉鎖
平成24(2012)年	国が「ホームレスの自立等に関する特別措置法」を5年間延長
平成25(2013)年	国が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を改定

2 計画策定の目的

第2期計画が期間満了となることに伴い、国における基本方針の改定を踏まえ、本市の実情に応じた施策の推進を図るうえでの基本目標と基本方針、達成に向けての具体的な取組を示し、引き続きホームレスの自立を支援するため

3 計画期間



4 ホームレスの現状

(1)ホームレス数の推移

【川崎市の状況】

- 平成15年に1,038人が確認された。
- 平成25年にほぼ半減し、527人となった。

【全国の状況】

- 平成15年に25,296人が確認された。
- 平成25年にほぼ1/3の8,265人となった。

(2)ホームレスの市内分布

区別	性別			合計	定着型			合計	移動型			合計
	男	女	不明		小屋	テント	その他		段ボール	その他	合計	
川崎区	253	3	1	257	76	12	10	98	97	62	159	
幸区	65	1	3	69	38	10	5	53	2	14	16	
中原区	106	7	2	115	35	45	6	86	7	22	29	
高津区	41	1	2	44	17	6	5	28	3	13	16	
宮前区	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2	
多摩区	35	0	0	35	13	7	1	21	6	8	14	
麻生区	5	0	0	5	0	0	0	0	0	5	5	
合計	507	12	8	527	179	80	27	286	115	126	241	

起居場所別	河川	都市公園	道路	駅舎	その他施設
527(100%)	225(42.6%)	86(16.3%)	56(10.6%)	8(1.5%)	152(28.8%)

● 約半数が、川崎区に集中している。
● 約4割が、河川敷に居住している。

(3) ホームレスの長期化・高齢化 ※ 平成24年1月 543人のうち122人にサンプル調査

① 長期化

	1年未満	1~3年	3~5年	5~10年	10年以上	合計
人数	23人	13人	17人	24人	45人	122人
割合	18.8%	10.7%	13.9%	19.7%	36.9%	100%

● 野宿生活期間10年以上の者が45人(36.9%)となっており、5年前の12.6%と比べて24.3ポイント上昇した。

② 高齢化

	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
人数	8人	15人	29人	49人	21人	122人
割合	6.6%	12.3%	23.8%	40.1%	17.2%	100%

● 60~69歳が49人(40.1%)、70歳以上が21人(17.2%)となっており、5年前の33.3%、7.2%と比べて上昇した。

(4) 若年層の増加 ※ 平成24年度末日時点 自立支援センター利用者の年齢構成

自立支援センター利用者の年齢

	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
人数	26人	23人	18人	15人	9人	91人
割合	28.6%	25.3%	19.7%	16.5%	9.9%	100%

● 自立支援センター利用者は、40歳未満が28.6%で、5年前の16.0%と比べて12.6ポイント上昇した。

(5) 再野宿化 ※ 平成24年1月 543人のうち122人にサンプル調査

	ずっと野宿	簡宿、飯場等	センター等	その他	合計
人数	67人	9人	25	21人	122人
割合	54.9%	7.4%	20.5%	17.2%	100%

● ホームレスのうち、55人(45.1%)再野宿者である。
● 自立支援センターやシェルターを利用後、野宿生活に戻った者が、25人(20.5%)もいる。

5 基本目標

基本目標 「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」をめざして

国はホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義し、ホームレスに至る要因は複合的になっている。また、高齢化や長期化の傾向が顕著になるとともに、再野宿化や若年層の存在が確認されている。
ホームレスの自立支援に当たっては、地域社会とのつながりを取り戻し、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」をめざして、総合的かつ計画的に施策(事業)を実施します。

6 施策の基本方針

基本方針1 「トータルサポート」の考えに基づいた自立支援の展開

ホームレスの人が置かれている状況に応じて、総合的(トータル)できめ細かな支援(サポート)を行う。

- ① 予防期(ホームレスとなるおそれのある人への相談の実施)
- ② 緊急期(個々のニーズや自立阻害要因の把握とアセスメントの実施)
- ③ 適応期(自立阻害要因に対する具体的な対応及び自立意欲・社会性等の回復)
- ④ 自立期(就労に限らない様々な形態の自立に向けた支援の実施)
- ⑤ 安定期(自立生活の継続のためのアフターケアの実施)

基本方針2 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

- 生活保護制度の適用
- ソーシャル・インクルージョン(社会的内包)の理念に基づく取組
- 国及び近隣自治体と連携した広域的な取組

第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画(案)【概要】

7 各課題に対する具体的な取組

(1) 自立支援事業

① 巡回相談事業

【目的・目標】 常時、市内のホームレスの状況を把握するとともに、ホームレスのニーズ等に対応した支援を行うため。

【概要】 専門巡回相談員がホームレスの起居地に赴き、生活相談や健康相談等を実施、必要により自立支援センター、福祉事務所、医療機関等へつなげる。

【方向性】 健康状態が良くない、野宿生活期間が長期化しているなど、支援が必要になる高齢者が増えており、緊急的な対応が必要になることから、重点的に訪問する。

② 自立支援センター事業(拡充)

【目的・目標】 野宿生活からの脱却の意思がある者に対して、社会復帰に向けた支援を行うこと

【概要】 宿所・食事の提供や日用品の支給を行うほか、必要により就労支援や日常生活訓練、医療等の支援を行う。

名称	定員	所在地	機能
川崎市自立支援センター日進町	82人	川崎区	就労能力、日常生活能力の見極め、緊急受入対応
生活づくり支援ホーム下野毛	40人	高津区	日常生活自立が困難な者の介護認定、障害者手帳取得等の支援
川崎市自立支援センター渡田	50人	川崎区	就労支援
川崎市自立支援センター南幸町	10人	幸区	女性の就労能力、日常生活能力の見極め、要介護状態の者の受入
合計	182人		

【方向性】 就労可能なホームレスの減少に伴う就労支援コースの縮小、及び就労困難者を受け入れる生活支援コースの定員拡充について、自立支援センターの統廃合を検討要介護の状態のホームレスを一時的に受け入れ可能な体制を整備再野宿化した者が再びチャレンジできる受け入れの仕組みの構築

③ アフターケア事業(新規)

【目的・目標】 自立支援センターを自立退所した者が、再び野宿生活に戻ることを防止する

【概要】 自立支援センター退所後にも見守りが必要な者が、市営住宅を活用した(仮称)生活訓練住宅に入居し、1人暮らしの訓練を行う。週1~2回程度、相談員が訪問し、生活相談を行う

【方向性】 (仮称)生活訓練住宅の利用者のほか、一般アパートで単身居宅生活を開始した者に対しても、訪問や電話、手紙による状況確認及び見守り活動など、アウトリーチを充実させることによる、再野宿化の防止

④ 越年対策事業

【目的・目標】 越年対策事業をきっかけとして、自立支援施策につなげること

【概要】 年末年始期間中の、宿所、食事入浴設備や医療の提供を図るとともに、事業終了後に自立支援施策につなげる

【方向性】 事業終了後の継続支援に重点を置いた取り組みへの転換
野宿生活から脱却する意思がある者を対象とした事業運営

⑤ その他の継続して行う事業

ア) 衛生改善事業 ……洗濯・入浴設備の提供による衛生状態の改善

イ) ホームレス調査 ……年1回の概数調査と5年に1回の生活実態調査を行い、ホームレスの人数、生活状況を確認、施策の改善につなげる

ウ) 救急医療円滑化事業 ……救急時の適切な治療のため、病院において清拭を行う

(2) 関係機関との連携による個別分野の取組

ア) 人権擁護 ……偏見・差別意識の解消に向けた普及啓発、女性や外国人の自立支援センターでの速やかな受入対応

イ) 就業機会の確保 ……ハローワーク、県ホームレス就業支援協議会(寿労働センター)との連携による就労支援、職業紹介
転職を繰り返す若年層に対し、ハローワークや寿労働センターが行う就労訓練、職場定着支援の活用

ウ) 安定した居住の確保 ……居住支援制度の活用、緊急一時的な居場所の提供

エ) 保健及び医療の確保 ……結核検診・健康診断の実施、救急医療円滑化事業の実施(再掲)

オ) 施設管理者との連携 ……工事等による小屋やテントの撤去に際した、施設管理者との合同による自立支援施策へのつなぎ

カ) 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う対応
……平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う検討

8 推進体制

ア) 進行管理 ……学識経験者、公募市民、関係団体の代表等から構成される、「川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」において、計画の進捗状況を報告、点検するとともに、委員から意見を聴取し、施策に反映

イ) 庁内外連携 ……関係各局区との連携による事業の円滑な運営
ハローワーク、県ホームレス就業支援協議会(寿労働センター)、社会福祉法人、NPO法人等の関係者との協働による支援の推進

ウ) 執行体制 ……川崎区役所保健福祉センター特別指導担当を健康福祉局に統合することによる、自立支援センター利用者支援と施策立案の連動した一体的な取組

第3期 川崎市ホームレス自立支援実施計画(案)
～課題に向き合う支援へ～
(平成26～30年度)

平成26(2014)年2月



KAWASAKI CITY

川崎市

目 次

第 1 章	ホームレス自立支援施策の経過	
1	国における取組	1
2	本市における取組	1
第 2 章	計画策定の目的	2
第 3 章	計画期間	2
第 4 章	ホームレスの現状	
1	全国の状況	3
(1)	自治体別の人数の推移	3
(2)	起居場所別の人数の推移	4
2	本市の状況	4
(1)	人数等の推移	4
(2)	状況の変化	6
(3)	健康状態	9
(4)	自立を阻害する主な要因	10
第 5 章	これまでの取組	11
第 6 章	基本目標	13
第 7 章	施策の基本方針	
1	「トータルサポート」の考えに基づく自立支援の展開	14
(1)	「線」としての考え方	14
(2)	「面」としての考え方	14
2	地域福祉社会におけるセーフティネットの構築	15
(1)	生活保護制度の適用	16
(2)	ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく取組	16
(3)	国及び近隣自治体と連携した広域的な取組	16

第 8 章 各課題に対する具体的な取組		
1	ホームレス自立支援事業	1 7
	(1) 巡回相談事業	1 7
	(2) 自立支援センター事業	2 0
	(3) アフターケア事業	2 5
	(4) 越年対策事業	2 7
	(5) 衛生改善事業	2 8
	(6) ホームレス調査	2 9
2	関係機関との連携による個別分野の取組	3 0
	(1) 人権擁護の取組	3 0
	(2) 就業の機会の確保	3 1
	(3) 安定した居住の場所の確保	3 2
	(4) 保健及び医療の確保	3 4
	(5) 施設管理者との連携による自立に向けた取組	3 7
	(6) 東京オリンピック開催に伴う対応	3 8
3	ホームレス自立支援推進市民協議会	3 8
第 9 章 推進体制		3 9

資料編

用語説明（五十音順）	4 3
-------------------	------------

関係法令

1	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	4 5
2	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	4 9

第1章 ホームレス自立支援施策の経過

1 国における取組

国におけるホームレスの自立の支援等に関する施策の推進は、平成14年8月7日に10年の時限立法として「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が施行されたことにより開始されました。特別措置法は平成24年8月7日に延長され、平成29年8月7日までの時限となっています。この中で施策の目標を明示するとともに、国及び地方自治体の責務として、こうした目標に関する総合的で、地方の実情に応じた施策の策定及び実施が位置付けられました。

さらに、国は「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」をこれまでに3回実施（平成15年1～2月、平成19年1月、平成24年1月）し、この結果を踏まえて、平成15年7月、平成20年7月、平成25年7月に、期間を5年間とする「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。平成24年1月のホームレスの実態に関する全国調査の結果では、高齢層における野宿生活の固定化・定着化の進行の一方で、人間関係により仕事をやめる等、多様な要因により住居不安の状況に陥る若年層が顕在化しました。さらに、野宿生活を一度脱却しても、再び野宿生活に戻ってしまう者が一定の割合を占めていることが分かりました。こうした状況を踏まえ、最新の基本方針では、①固定・定着化が進む高齢層に対する支援、②若年層に対する支援、③再野宿化への対応について明記しています。

2 本市における取組

本市では、東京と横浜に挟まれる位置にあり、古くから宿場町・工業都市として発展してきました。その一方で、その発展を底辺で支えてきた日雇労働者の一部は、景気に左右されながら次第に野宿生活を強いられ、ホームレス問題として顕在化しました。

このような中、昭和46年9月に「川崎市明るいまちづくり対策協議会」を設置し、行政と民間が一体となってホームレスに対する保護や就労支援を進めました。

さらに、平成6年度以降、経済情勢の悪化とともにホームレスが増加し始めたことから、ホームレス対策として、食糧品支給事業や越年対策事業等の緊急援護的な施策を講じて対応してきました。

平成14年に国の取組が開始されてからは、特別措置法に基づき、平成16年10月に「川崎市ホームレス自立支援実施計画（以下「第1期計画」という。）」を策定して、緊急援護から生活づくり支援への施策転換を図りました。その第1期計画の取組を踏まえて、平成21年3月に「第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、ホームレスの状態に応じた生活づくり支援の推進のため、施策展開を図り、本市の実情に応じた自立支援施策を推進してきました。

第2章 計画策定の目的

「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画」（以下「第3期計画」という。）は、第2期計画が期間満了となったことに伴い、国における基本方針の改定を踏まえ、本市におけるホームレスの実情に応じた施策の推進を図るうえでの基本目標と基本方針、達成に向けての具体的な取組を示し、ホームレスに関する諸問題の解決を目指して策定します。

第3期計画の策定にあたっては、基本方針に示されたホームレスの現状、基本的な考え方及び取組方針等を踏まえて内容を構成し、また、ホームレスの生活実態に関する全国調査（平成24年1月実施）等の結果に基づく施策評価、川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会（以下「市民協議会」という。）における協議及び支援団体等からの御意見を参考としました。

第3章 計画期間

第3期計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

また、平成26年4月に社会福祉法に基づいて策定された「第4期川崎市地域福祉計画」（平成26～28年度）と整合をとるものとします。

計画等		年度																
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国	特別措置法																	
	基本方針																	
市	本市実施計画																	
	地域福祉計画																	

第4章 ホームレスの現状

1 全国の状況

平成15年1月、国は全国におけるホームレス数及び生活実態を把握するため、すべての市区町村を対象に第1回目となる「生活実態調査」（以下「平成15年調査」という。）を実施しました。

また、平成19年1月には、2回目（以下「平成19年調査」という。）を実施し、さらに、平成24年1月に、3回目となる調査（以下「平成24年調査」という。）を実施して、生活実態の変化を分析しました。この中では、自立⁶が比較的容易な者が制度や施策を利用して自立を果たした一方で、自立が困難な者が取り残されている状況が明らかになりました。具体的には、①野宿生活期間の長期化、高齢化、②自立支援センター⁷を利用する若年層の割合の増加、③ホームレス自立支援センター等を利用した者の再野宿化の実態が見られました。

さらに、平成19年からは、年1回、市区町村を対象にホームレスの人数を集計するために「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」を実施しています。概数調査の結果、ホームレスの人数の推移は、次のとおりです。

(1) 自治体別の人数の推移

全国及びホームレス数の多い自治体別の人数の推移については、表1のとおりです。

ホームレス数については、特別措置法の施行以降、全国的に減少傾向にあります。特に、東京都23区と政令指定都市を合わせた人数については、11,245人（平成21年調査）から6,089人（平成25年調査）に減少しました。また、ホームレスが確認された自治体数についても、504自治体（平成21年調査）から385自治体（平成25年調査）に減少しています。

〔表1〕主な自治体別のホームレス人数の推移

都市	年度	平成15年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減率 (平成21⇒25年)
全国合計		25,296人	15,759人	13,124人	10,890人	9,576人	8,265人	△47.5%
東京都23区・政令市合計		18,996人	11,245人	9,171人	7,694人	6,949人	6,089人	△45.9%
大阪市		6,603人	3,724人	2,860人	2,171人	2,179人	1,909人	△48.7%
東京都23区		5,927人	3,105人	2,786人	2,396人	2,134人	1,787人	△42.4%
横浜市		470人	697人	710人	691人	609人	581人	△16.6%
川崎市		829人	691人	666人	598人	543人	527人	△23.7%
名古屋市		1,788人	641人	502人	446人	347人	305人	△52.4%
その他政令市		3,379人	2,387人	1,647人	1,392人	1,137人	980人	△70.9%
その他		5,693人	3,545人	3,560人	2,926人	2,401人	1,959人	△65.5%

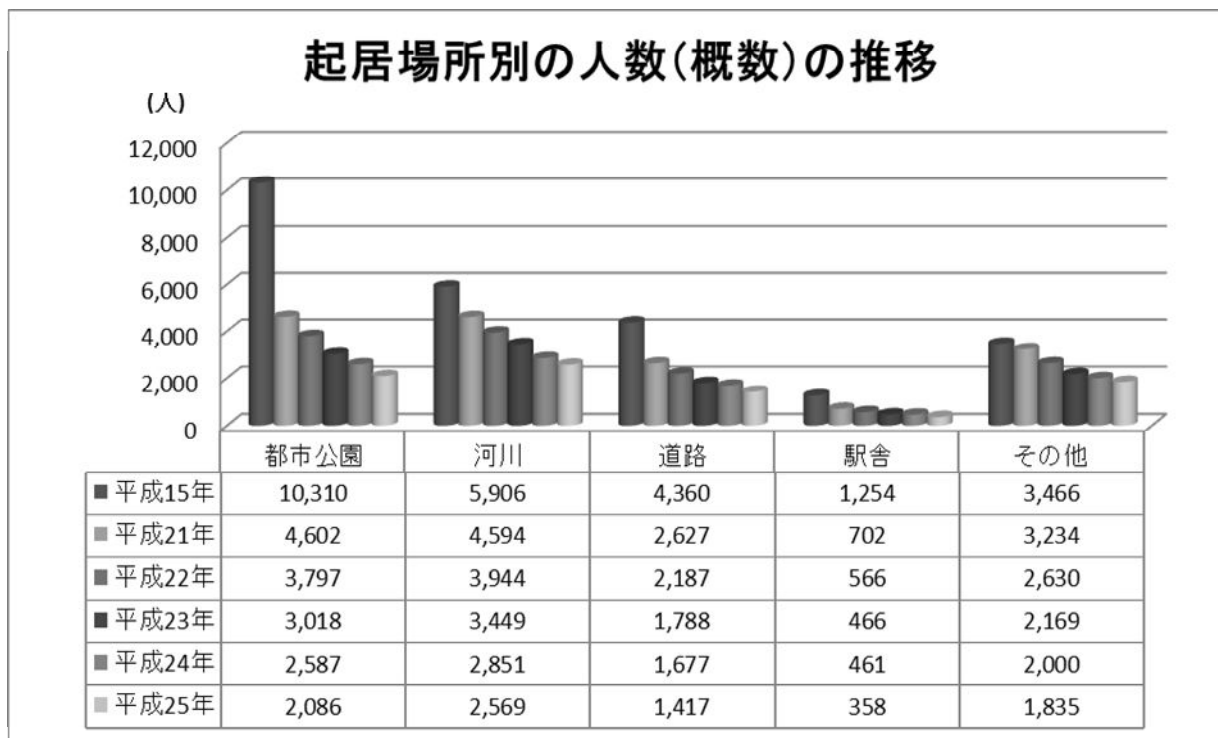
(2) 起居場所別の人数(概数)の推移

平成21年から平成25年にかけていずれの起居場所も全体的に減少しています。

なお、深夜の時間帯に調査をしていない自治体があり特に駅舎やその他施設については、実数を把握しきれない状況があります。

〔表2〕起居場所別の人数(概数)の推移と比較

(単位：人)



2 本市の状況

(1) 人数等の推移

本市では、平成7年度から、より効果的な自立支援を行うことを目的として独自に概数調査を実施してきました。

表3に示したとおり、市内ホームレス人数は、平成15年7月までは長引く不況の影響を受けて増加を続け、最大で1,038人となりましたが、その後減少に転じ、平成25年1月には527人と、ピーク時から半減しました。

ただし、平成21年1月から平成25年1月まで、ホームレス数は減少し続けましたが、その減少幅は縮小しています。このことは、全国の状況と同様に、本市においても、これまでの自立支援の取組の中で、自立が比較的容易な者が制度や施策を利用して自立を果たす一方、困難な課題を持つ者、また自立の意思が乏しい者が引き続き野宿生活をしていることを示しているものと考えられます。

〔表3〕市内ホームレス人数の推移

概数調査実施年月	人数
平成 6 年	179 人
平成 7 年 7 月	379 人
⋮	⋮
平成 10 年 7 月	746 人
⋮	⋮
注 平成 15 年 1 月	829 人
平成 15 年 7 月	1,038 人
平成 16 年 7 月	1,028 人
平成 17 年 7 月	938 人
平成 18 年 8 月	873 人
注 平成 19 年 1 月	848 人
注 平成 20 年 1 月	635 人
注 平成 21 年 1 月	691 人
平成 22 年 1 月	666 人
平成 23 年 1 月	598 人
平成 24 年 1 月	543 人
平成 25 年 1 月	527 人

注：全国調査として実施したもので、平成15年1月から調査対象地域を「川崎区及び幸区の一部」から「全区」に拡大しています。
また、平成15年1月と平成19年1月、平成24年1月は、概数調査とは別に「生活実態調査」も併せて実施しました。

次に、本市におけるホームレスの分布状況についてですが、平成25年調査によると、表4のとおり、約半数が川崎区に集中するとともに、川崎区、幸区、中原区の3区で全体の80%以上を占めている状況です。また、起居場所としては河川が42.6%となっており、多摩川河川敷に多くのホームレスが存在していることが明らかとなっています。

〔表4〕ホームレスの市内分布

(単位:人)

区 別	性別				定着型※1				移動型※2		
	男	女	不明	合計	小屋	テント	その他	合計	ダンボール	その他	合計
川崎区	253	3	1	257	76	12	10	98	97	62	159
幸 区	65	1	3	69	38	10	5	53	2	14	16
中原区	106	7	2	115	35	45	6	86	7	22	29
高津区	41	1	2	44	17	6	5	28	3	13	16
宮前区	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2
多摩区	35	0	0	35	13	7	1	21	6	8	14
麻生区	5	0	0	5	0	0	0	0	0	5	5
合 計	507	12	8	527	179	80	27	286	115	126	241
起居場所別	河川		都市公園		道路		駅舎		その他施設		
527(100%)	225(42.6%)		86(16.3%)		56(10.6%)		8(1.5%)		152(28.8%)		

※1…定着型：河川敷や公園等に小屋やテントを作り、一定の場所で寝泊りをしている者。

※2…移動型：夜間は駅舎や公共施設の軒下等で寝泊りしており、決まった構造物を持たない者。

(2) 状況の変化

平成19年調査で111人に対して行ったアンケートと、平成24年調査で122人に対して行ったアンケートのデータを比較した結果、次の点でホームレスの状況に変化が生じたことが明らかになりました。

① 年齢状況の変化

表5で示されているとおり、50歳～59歳が半減（45.1%→23.8%）した一方で、60歳～69歳（33.3%→40.1%）、70歳以上（7.2%→17.2%）が増加しており、高齢者が全体に占める割合が高くなっていることがわかります。また、全国の状況と比較すると、本市では、70歳以上が4.2ポイント高くなっています。

〔表5〕年齢状況

年代	平成19年調査		平成24年調査		平成24年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
40歳未満	8	7.2%	8	6.6%	50	3.8%
40歳～49歳	8	7.2%	15	12.3%	157	11.8%
50歳～59歳	50	45.1%	29	23.8%	388	29.2%
60歳～69歳	37	33.3%	49	40.1%	561	42.2%
70歳以上	8	7.2%	21	17.2%	172	13.0%
計	111	100.0%	122	100.0%	1,328	100.0%

② 野宿生活期間の変化

表6は野宿生活期間を示していますが、3年以上5年未満の者は26.1%から13.9%、5年以上10年未満の者は24.3%から19.7%と、それぞれ減少していますが、10年以上の者の割合が12.6%から36.9%と大幅に増加しており、野宿生活期間の長期化が顕著となっています。特に野宿生活期間が10年以上の者の割合については、国の調査と比較し、10.9ポイントも高くなっており、上述の年齢状況を踏まえると、一定の固定層が長期に渡って、野宿生活を継続し、高齢化しているものと推測されます。

なお、平成24年調査では、野宿生活に陥って以降、一度も野宿生活から脱却していない人が全体の54.9%を占め、さらにそのうちの約70%が路上（野宿）生活期間3年以上という実態が明らかとなりました。

〔表6〕野宿生活期間

期間	平成19年調査		平成24年調査		平成24年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 か月未満	6	5.4%	12	9.8%	65	4.9%
1～3 ヶ月未満	10	9.0%	2	1.6%	53	4.0%
3 ヶ月～1年未満	12	10.9%	11	9.0%	149	11.3%
1年～3年未満	13	11.7%	13	10.7%	232	17.7%
3年～5年未満	29	26.1%	17	13.9%	208	15.8%
5年～10年未満	27	24.3%	24	19.7%	266	20.2%
10年以上	14	12.6%	45	36.9%	341	26.0%
計	111	100.0%	122	100.0%	1,314	100.0%

③ 短期的に野宿生活と屋根のある場所を往還する者の問題

表7は、平成21年度以降の自立支援センター利用者の年齢構成です。これによると、40歳未満の若者の割合が年々増加していることが見てとれます。本市のホームレスの年齢構成については、50～69歳が63.9%を占めていますが、センターの入所者の年齢構成をみると50～69歳が占める割合は年々減少しています。

〔表7〕自立支援センター利用者の年齢構成

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
40歳未満	33	15.6%	28	18.5%	25	27.4%	26	28.6%
40～49歳	40	18.7%	27	18.3%	22	24.4%	23	25.3%
50～59歳	78	37.0%	45	30.4%	20	22.4%	18	19.7%
60～69歳	50	23.7%	33	22.4%	17	19.1%	15	16.5%
70歳以上	10	4.9%	16	10.5%	6	6.6%	9	9.9%
計	211	100.0%	149	100.0%	91	100.0%	91	100.0%

また、表8はセンター入所前の野宿期間の状況です。これによると、センター入所者の55%が野宿期間1か月未満となっており、センターに入所している者の多くが、野宿生活をほとんど経験せず、各都市の施設や飯場、会社寮、ネットカフェ等を渡り歩いている者であることが推察されます。逆に、野宿生活が長期になると、センターの入所等、福祉施策を利用することを望まず、野宿生活に強い意志を持って生活している者がいることも明らかとなっています。

〔表 8〕 自立支援センター利用者の入所前野宿期間

	人数	割合
1月未満	22	55.0%
1～3月未満	5	12.5%
3月～6月未満	3	7.5%
6月～1年未満	4	10.0%
1～3年未満	3	7.5%
3～5年未満	1	2.5%
5～10年未満	1	2.5%
10年以上	1	2.5%

④ 再野宿の状況

平成 24 年調査では、ホームレスの再野宿について、表 9 のとおり、初めて野宿に陥って以降、「ずっと野宿」と回答した者が 54.9%となっており、国の 66.0%と比較して 11.1 ポイント低くなっています。また、自立支援センターやシェルターを利用したことがあると回答した者は 20.5%であり、平成 19 年調査の 8.2%と比べ、12.3 ポイント高くなっています。国と比較しても、本市は 14.1 ポイント高く、自立支援センター等の自立支援施策につながる機会が多いことが窺えます。

しかし、視点を変えれば、20%以上の者が自立支援センターで自立が果たせなかった、または自立退所後に再野宿化したものと考えられ、いかに定着させるかが課題となっています。

〔表 9〕 再野宿の状況

	平成19年調査		平成24年調査		平成24年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ずっと野宿	75	67.5%	67	54.9%	885	66.0%
簡易宿泊所・飯場・サウナ等	22	19.8%	9	7.4%	172	12.8%
自立支援センター・シェルター	9	8.2%	25	20.5%	85	6.4%
その他の施設・病院	2	4.5%	4	3.3%	95	7.1%
その他	3	0	15	12.3%	85	6.3%
不明	0	0	2	1.6%	19	1.4%
合計	111	100%	122	100%	1,341	100%

(3) 健康状態

ホームレスの健康状況について、本市においては、健康状態が良いと回答した者が17.2%で、国と比べて11.5ポイント低くなっている一方、悪いと回答した者が38.5%で、国と比べて11.8ポイント高くなっています。このことは、本市のホームレスが全国と比較して、野宿期間が長い者が多いこと、また高齢者が多いことと関係することが想定されます。

〔表 10〕 健康状態

	平成19年調査		平成24年調査		平成24年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
良い	—	—	21	17.2%	385	28.8%
悪い	57	51.3%	47	38.5%	358	26.7%
普通	—	—	48	39.4%	557	41.6%
分からない	—	—	6	4.9%	39	2.9%
合計	111	100%	122	100%	1339	100%

※ 平成19年調査については、「体が悪いところはあるか」の質問に対し、「ある」「ない」の回答のみ。
「良い」「普通」についての区別がつかないため記載しない。

次に、健康状態が悪いと回答した者について対処法を確認したところ、表 11 のとおり、約半数の者が通院または市販薬により対処をしていること、また、対処している者のうち、3人に2人は通院であり、福祉事務所から援護を受けている状況であることが窺えます。

平成19年調査では、何もしていない者が75.4%となっており、何らかの対処の必要性を意識している者の割合が、大幅に増えたことが指摘できますが、体調不良と認識しながら、なんら対処していない者が依然として半数依存する状況にあります。

〔表 11〕 体調不良への対応方法

	平成19年調査		平成24年調査		平成24年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
通院している	7	12.3%	15	31.9%	67	19.2%
市販薬	7	12.3%	8	17.0%	63	18.1%
何もしていない	43	75.4%	24	51.1%	226	62.8%
合計	57	100%	47	100%	356	100%

(4) 自立を阻害する主な要因等

表12は、野宿生活に至った理由について、調査したものです。

調査人数122人に対して、理由が314件あることから、1人平均で2.6個の理由を挙げていることとなります。このことから、ホームレスが複合的な問題を抱えた結果、野宿生活に至った状況が窺えます。

また、これらの問題を抱えた背景として、知的障害、精神障害、依存症等、ホームレスからのヒアリングでは顕在化しない、自ら認識していない内面的な課題を根底に持つ者が見受けられます。こうした内面的課題の対応は、周囲の理解と適切な医療や制度へつなぐことが不可欠ですが、多くはサポートを受けられず、現在に至り、野宿生活という過酷な環境の中で、さらに悪化させている状況が、各事業の運営の中から見えています。

野宿生活に至った理由は、現在、ホームレスが野宿生活から脱することができない原因となっている場合が多く、さらには、自立後に安定的な社会生活を送る上での妨げになる重要な問題であるため、個々の状況に応じた適切な支援が必要となります。

〔表 12〕平成 24 年調査における「路上(野宿)生活に至った理由」 ※N=122

仕事関係	仕事の減少	51 件
	倒産・失業	37 件
	病気・高齢等で仕事不能	36 件
	人間関係で辞職	25 件
	労働環境が劣悪なため辞職	9 件
	上記以外の理由で減収	10 件
飲酒・ギャンブル		38 件
住宅関係	家賃の滞納等	32 件
	退院、施設退所後の帰宅先等消失	7 件
	契約期間満了	5 件
家庭内不和		19 件
借金の返済困難		3 件
その他		42 件
合計（複数回答）		314 件

第5章 これまでの取組

1990年代のバブル経済の崩壊をきっかけに、職と住まいを同時に失い、野宿生活を余儀なくされる者の問題が、全国的にクローズアップされました。

本市においても、ホームレスが目立つ状況となったため、平成6年に川崎区と幸区の一部を対象に概数調査を行い、179人を数えました。このような状況の中、人道的な観点から緊急援護策として、パン、おにぎりの引換券（通称パン券）をホームレスに配布する食糧品支給事業、健康状態の維持と必要な医療につなげるために結核検診、健康診断を行う健康対策事業、年末年始期間中に収入が得られない者に対し、宿所、食事等を提供する越年対策事業を開始しました。

さらに翌年度以降、救急搬送されたホームレスを治療前に清拭する救急活動円滑化事業、失業者や不安定就労者を簡易宿泊所²やアパートの確保につなげるために一時的な宿所を提供する一時宿泊事業（豊家）、公園や路上で生活相談を行う街頭相談事業を開始しました。しかしながら、これらの事業は自立のための対策ではなかったために、景気の低迷にともない、本市のホームレスは毎年百数十人ずつ増加を続け、平成15年7月の調査では、過去最高の1,038人を記録しました。

一方、国においては、全国における同様の状況から、平成14年8月に特別措置法を施行するとともに、基本方針を策定し、巡回相談、自立支援センター、緊急一時宿泊所（シェルター）等、ホームレスの自立支援の対策を構築し、これに基づく施策が、ホームレスが多い自治体を中心に展開されるようになりました。

本市においては、こうした国の動きを踏まえ、平成16年度から平成20年度を計画期間とする、第1期計画を策定し、これまでの緊急援護的な対策から、ホームレスが野宿生活から脱却し、社会に復帰することを目的とした自立支援対策に事業を転換することとしました。

第1期計画初年度の平成16年度に、主に川崎駅周辺に起居するホームレスを対象として、5年間の有期施設である緊急一時宿泊事業「愛生寮（定員250人、平成19～20年度は150人）」を川崎区内に開設し、宿所、食事、洗濯・入浴設備等を提供し、健康の保持と衛生状態の改善を図りました。また、市民の自主的なホームレス自立支援活動の促進を目的に、個人または団体が行う活動の事業費を限度額の範囲で助成する、自立支援市民事業助成制度を設けました。

平成18年度には、自立支援センター事業として、川崎区内に「川崎市就労自立支援センター（現川崎市自立支援センター日進町・定員82人）」及び「富士見生活づくり支援ホーム（定員150人。平成23年3月閉所。以下「富士見ホーム」という。）」を開設するとともに、街頭相談事業を巡回相談事業とし、これまで特定の場所で行っていた屋外での生活相談を、ホームレスの起居地に赴いて実施するよう転換を図りました。

さらに平成20年度に、幸区内に、「川崎市就労自立支援センター分館（現川崎市自立支援センター南幸町・定員10人）」を開設するとともに、自立支援センター退所後の日常生活の安定を図るため、アパートに転居をする前に1人暮らしの訓練をすることを目

的とした、グループホーム型事業（定員6人）を、用途廃止予定の市営住宅を活用して開始しました。

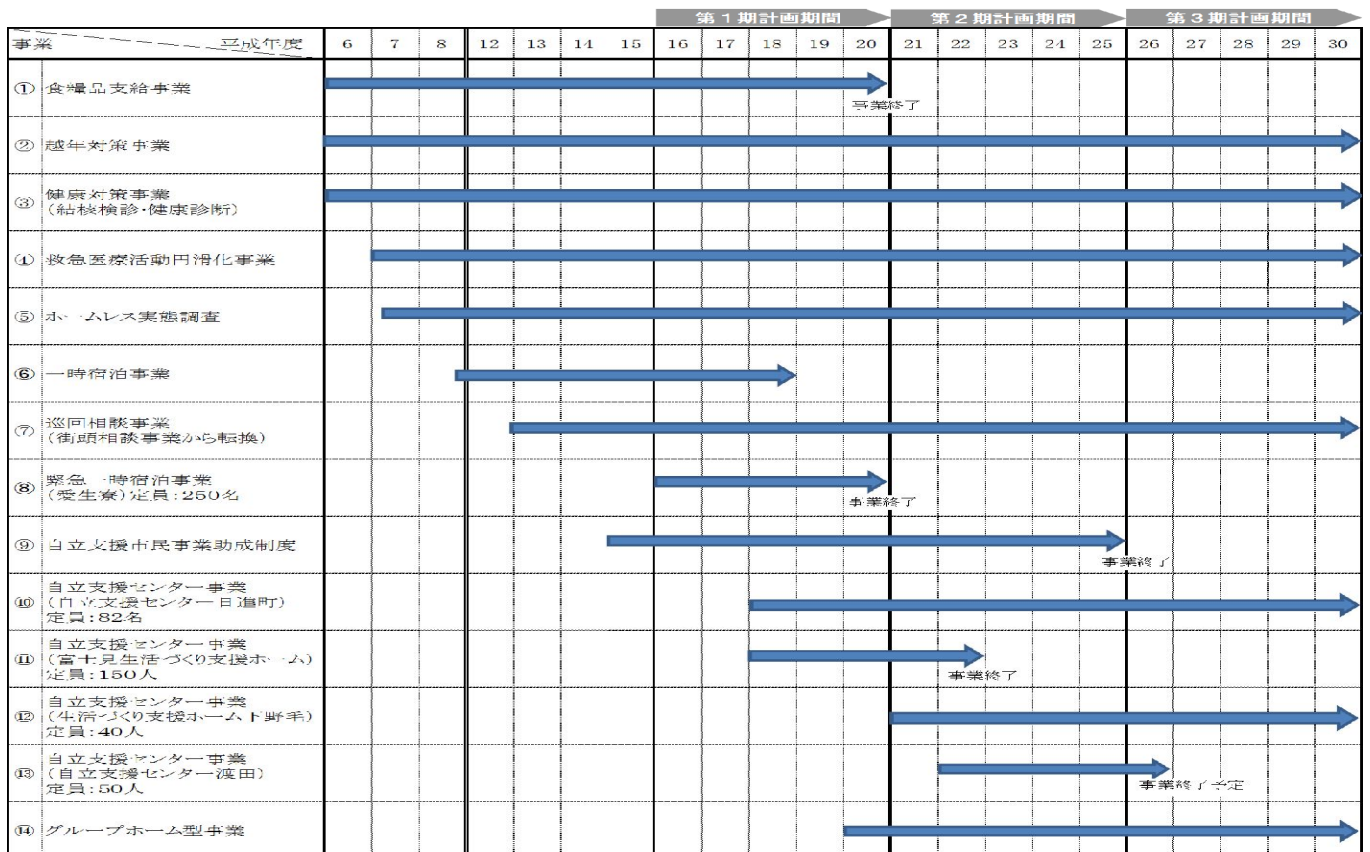
こうした自立支援対策において、宿所や食事の提供とあわせて生活支援の充実を図ったことから、単独では必要性が薄れた一時宿泊事業（豊屋）、食糧品支給事業を終了するとともに、平成16年度に開始した愛生寮については、川崎駅周辺のホームレスの減少が見られたことから、地域との約束に基づき、平成20年度で閉所しました。

平成21年度から、「生活づくり支援の推進」を掲げる第2期実施計画を開始しました。平成21年度に、2か所目のグループホーム型事業（定員10人）を中原区で開始するとともに「富士見生活づくり支援ホーム分館（現生活づくり支援ホーム下野毛・定員30人、平成24年度から定員40人）」を高津区に開設、高齢、認知症、障害の疑いがある者など、福祉制度を活用する必要がある者を、制度につなげることに重点を置いた支援を開始しました。

また、平成22年度には、平成18年度に開始した「富士見ホーム」が、地域との約束により5年間の有期施設であったことから、年度末に閉所するとともに、代替施設として、「川崎市就労自立支援センター別館（現川崎市自立支援センター渡田・定員60人、平成24年度から定員50人）」を開設しました。

グループホーム型事業については、幸区内の施設の閉所（市営住宅の解体）が見込まれたことから、高津区内に代替施設（定員6人）を確保し、その後、幸区内の施設を閉所しました。

●本市における自立支援施策(13事業)の展開



第6章 基本目標

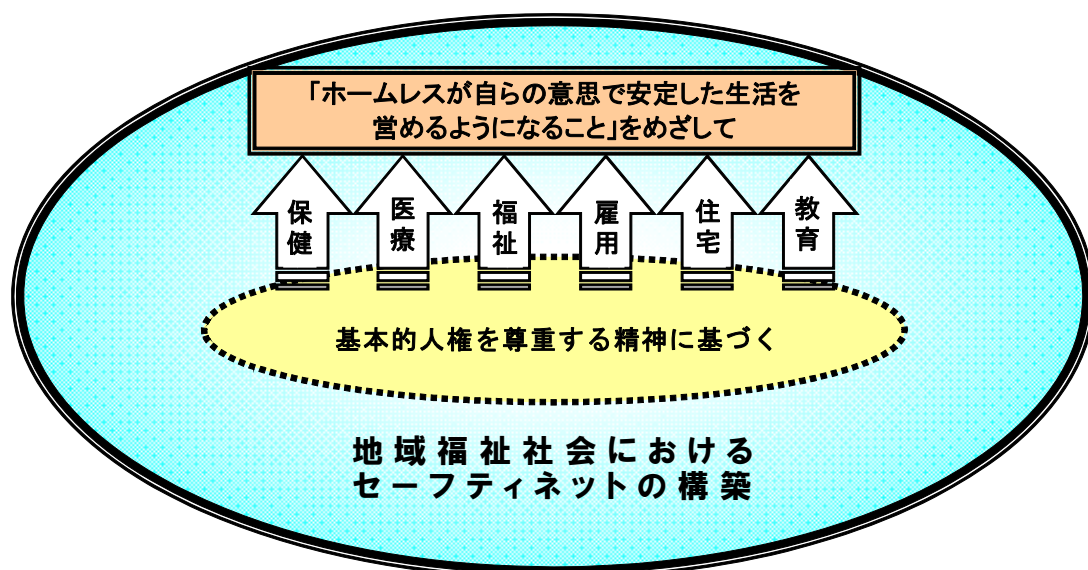
基本目標

「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」をめざして

特別措置法では、ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しており、ホームレスとなるに至った要因は、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っていることが最近の特徴で、年齢層によってもその傾向は異なっている。また、ホームレスの高齢化や長期化の傾向が一層顕著となるとともに、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、ホームレス状態が短期間になりやすいといった傾向が確認されている。

第3期計画では、このようなホームレスの実態を踏まえながら、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等のホームレスが抱える課題に取り組み、基本的人権を尊重する精神に基づき、地域社会において偏見や差別のない正しい理解と協力を得て、市内で暮らし、活動する多様な主体が一体となって地域社会におけるホームレス問題の解決を図ります。

また、ホームレスの自立支援に当たっては、こうした社会環境の醸成とともに、ホームレスが地域社会を構成する一員として居場所と役割等を得ることで、地域社会とのつながりを取り戻し、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」をめざして、総合的かつ計画的に施策（事業）を実施します。



～地域福祉社会における生活づくり支援のイメージ～

第7章 施策の基本方針

基本方針

- 1 「トータルサポート」の考えに基づいた自立支援の展開
- 2 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

近年の地域社会をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されていますが、ホームレス問題においても、失業や疾病等に直面した際、家族や地域の支援機能等が低下している状況が背景としてあります。

したがって、ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスを取り巻く人、社会資源⁵が一体となって、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、ホームレス化の防止をはじめ、自立を果たした人が再びホームレスに戻らないよう地域社会全体で支え合う仕組みをつくることが重要であると考えます。

第3期計画では、こうした点を踏まえ、「トータルサポート」による自立支援施策を展開していくとともに、地域社会におけるセーフティネット⁸の構築を目指した取組を進めることを施策の基本方針とします。

1 「トータルサポート」の考えに基づく自立支援の展開

本市における「トータルサポート」とは、ホームレスが置かれている状況に応じて設定した5期を、「線」と「面」でつなぎ合わせることにより行う、総体的（トータル）できめ細かな支援（サポート）のことです。

(1) 「線」としての考え方

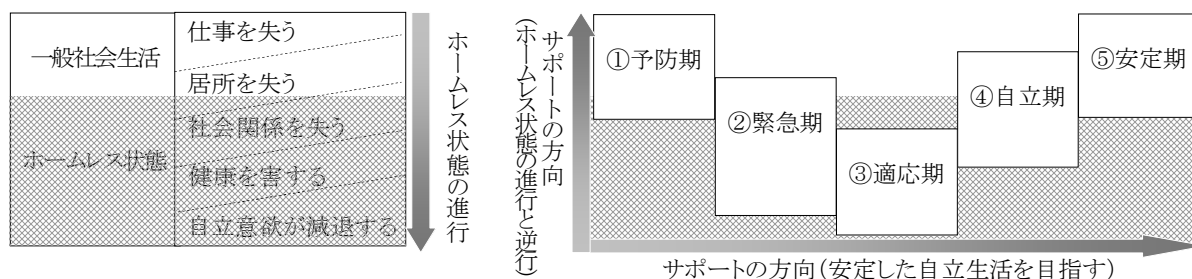
「線」としての「トータルサポート」とは、支援者との出会いから自立まで、又は現在必要な支援と将来に向けた長期的な支援というように、時系列でとらえたサポートを指します。ホームレス状態は、一般的には、「職を失い、居所を失い、社会関係を失い、健康を害し、自立意欲が減退する」という流れで進行していくことから、ホームレスに陥っていく状態を5期に対応させ、対策を講じていきます。

(2) 「面」としての考え方

「面」としての「トータルサポート」とは、ホームレスを取り巻くあらゆる環境において、行政のほか、NPOやCSR（企業の社会的責任）¹²を行う事業者等を含めた民間主体や地域住民等によって広範に行われるサポートを指します。

第3期計画では、「面」としてのサポートが十分に機能するよう、「自助・共助・公助」⁴のバランスの取れた自立支援の取組を進めていきます。

●ホームレス状態と「トータルサポート」



① 予防期（ホームレスとなるおそれのある人への相談の実施）

巡回相談員、各種相談機関、福祉事務所等とともに、「共助」の担い手となる多様な主体による広範な連携のもとホームレス化及び再野宿化の防止に取り組みます。

② 緊急期（個々のニーズや自立阻害要因の把握とアセスメント¹の実施）

巡回相談員、司法書士、施設管理者等と情報を共有しながら、個々の状況に応じて必要な支援を行います。特に長期化、高齢化したホームレスや就労継続が難しく不安定な居住を繰り返す若年層に対しては、自立阻害要因を的確に把握し、早期かつ適切な支援開始を図ります。

③ 適応期（自立阻害要因に対する具体的な対応及び自立意欲・社会性等の回復）

自立・安定段階で効果的な取組を進めるために重要な段階であり、生活づくり支援の一環として、関係機関との関わりの中で取組を進めます。

高齢化に伴い、ADLが低下した要介護状態の者等、健康状態不良で就労が困難な者については、介護認定や医療などへのつなぎを支援します。また、転職を繰り返すなど、一般就労が可能な段階に至っていない若年層については、職業体験やセミナー等とおして自立意欲や社会性の習得を目的とした取組を推進します。

④ 自立期（就労に限らない様々な形態の自立に向けた支援の実施）

自立支援センターを中心として、自立支援プログラムによる個々のニーズに応じたきめ細かな支援を進めます。

⑤ 安定期（自立生活の継続のためのアフターケアの実施）

アフターケア事業等により、ホームレスが再野宿化しないよう、就労先や居住地域における社会生活の安定を目指した取組を行います。

2 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

ホームレス状態に陥る要因は様々であり、知的障害や精神障害等に起因する問題のように、ホームレス状態に陥るまで本人や周囲の人に問題の所在が意識されないことも少なくありません。

誰もが暮らしの中でこうした問題を抱えたとき、行政の適切な支援策が必要となることは当然ですが、問題が起きる前に未然に防げるよう家族の支えや地域の見守り等の人

と人とのつながりによる行動も必要となります。

本市は、生活困窮者の自立支援に向け、第2のセーフティネットづくりに取り組んでおり、制度のはざまによる漏れのない仕組みづくりを進めます。

(1) 生活保護制度の適用

生活保護制度は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない人に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、要保護状態にあるホームレスの自立にとっては欠かすことのできない基本的なセーフティネットの一つです。

本市においては、第2期計画期間中（平成25年9月まで）に、自立支援センター事業において、生活づくり支援を進めていく中で、自立を果たした1,369人（就労自立・福祉自立）のうち、929人（67.9%）が主に生活保護制度の利用に結び付いているところです。

(2) ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく取組

ソーシャル・インクルージョン（社会的内包）とは、社会において孤立や排除を生み出している要因に焦点を当て、それを社会全体の自覚のもとで改善していくための方法として、すべての人が存在の価値と役割を持ち、誰一人として余すことなく社会的に内包することのできる社会を構築するという理念です。

様々な要因からなるホームレス問題の予防にあたっては、ソーシャル・インクルージョンの理念のもとでの社会的な支え合いが必要となります。

本市においては、地域に根ざした広範な活動を行い、様々なつながりを持っている社会福祉協議会等の各種団体、町内会、自治会、民生委員・児童委員、人権擁護委員、各種相談員等とのさらなる連携により、セーフティネットの構築を進めます。

(3) 国及び近隣自治体と連携した広域的な取組

ホームレス問題は、社会・経済状況を背景とした都市部共通の貧困問題であることを踏まえ、本市の中だけでは完結しない側面もあることから、国はもとより近隣自治体との連携による広域的な取組を進めます。

第8章 各課題に対する具体的な取組

ホームレスが野宿生活を脱し、安定した生活を営めるように支援するためには、ホームレスとなる個々の事情や状況に着目した自立支援施策を講ずる必要があります。

本市においては、特別措置法及び基本方針に基づき、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が抱える課題を解決するため取組を進めるとともに、自立の意思が無い者については、見守りを行う中で信頼関係を構築し、自立意欲の喚起につながるよう取り組んでいます。

1 ホームレス自立支援事業

特別措置法の施行以降、自立支援施策の中核をなすセーフティネット事業として、宿所及び食事の提供、生活相談・職業相談・就業訓練及びアフターケア等を実施しています。

本市においては、ホームレスの高齢化や野宿生活期間の長期化、また、傷病や知的障害、精神障害疑いの者等に適切に対応できるよう、事業内容の検証を通じて、現状に即した事業の展開を図ります。

(1) 巡回相談事業

【目的・目標】

- ホームレスの生活状態や健康状態を把握の上、それぞれの状況に応じた相談支援を行い、適切な関係機関へつなげること
- 健康状態が悪化した者やけがで歩行困難になった者を保護すること

【事業概要】

巡回相談事業は、川崎区の公園において日中に実施していた街頭相談事業を、平成18年度に市内全域に拡大し、専門の巡回相談員が野宿生活場所を訪問して相談活動を行うこととしたものです。本事業では、一人ひとりの生活状態や健康状態を把握し、それぞれの状況に応じた相談支援を行うとともに、必要により、福祉事務所や自立支援センター、病院等につなげるなど、野宿生活から自立支援施策への入り口として、重要な役割を担っています。

日中に巡回相談員が訪問を行うほか、定期的に夜間に巡回相談を行っており、1人でも多くのホームレスと接触できるよう活動しています。先述のとおり、本市では野宿生活期間が長い者の割合が高いことから、定期的な訪問を繰り返し、必要な支援を適宜行い、信頼関係を構築していく中で、自立の意欲を促していくよう、取り組んでいます。

また、通常の相談事業に加え、台風や降雪時の警戒の呼びかけ、食事を摂っていない者に対する食糧や水の提供、健康状態が悪化した者やけが等で歩行困難に陥った者

の搬送など、緊急対応としての役割も果たしています。

【第2期計画の取組結果】

平成24年実態調査によると、表13のとおり、ホームレスのうち、巡回相談員に会って何らかの相談をした者は69.7%、会ったが相談をしなかった者は27.0%と、巡回相談員との接触があった者は、合せて96.7%であり、ほぼ全員に対して、アプローチができています。これに対し、全国では、会って何らかの相談をした者は38.5%、会ったが相談をしなかった者は39.7%と、巡回相談員との接触があった者は、合せて78.2%ですので、本市の巡回相談事業が、網羅的に相談活動を行っていることを示しています。

〔表13〕巡回相談員との接触状況

	平成19年調査	平成24年調査	平成24年調査(国)
会ったことがある	66.6%	96.7%	78.2%
相談した	23.4%	69.7%	38.5%
相談していない	43.2%	27.0%	39.7%
会ったことが無い	32.4%	2.5%	21.7%
無回答	1.0%	0.8%	0.1%
合計	100%	100%	100%

また、表14は、巡回相談を実施した延べ人数を表しています。

〔表14〕巡回相談員による訪問人数

※平成25年度は9月まで

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ相談人数	9,658人	8,838人	6,859人	6,657人	3,434人

表15は、巡回相談事業における相談内容を示しています。第2期計画期間中に、合計50,553件の相談を受けました。相談内容としては、生活相談が24,907件、医療相談が12,446件と多く占めており、住宅相談、就労相談、人権相談がこれに続いています。

〔表 15〕 巡回相談員による相談内容

※平成 25 年度は 9 月まで

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計	割合
生活相談	6,957	5,852	5,063	4,536	2,499	24,907	49.3%
医療相談	1,598	2,366	2,413	3,904	2,165	12,446	24.6%
就労相談	586	1,122	306	232	121	2,367	4.7%
住宅相談	474	832	543	387	173	2,409	4.8%
法律相談	108	333	53	41	1	536	1.1%
人権相談	106	285	221	104	37	753	1.5%
その他	1,817	1,515	2,176	1,149	458	7,115	14.1%
合計	11,646	12,305	10,775	10,353	5,454	50,533	100.0%

次に、相談の結果、関係機関へつないだ状況については、第 2 期計画期間では延べ 3,931 人となっています。つなぎ先として最も多いのが医療機関であり、次に自立支援センター、福祉事務所となっています。

〔表 16〕 巡回相談により、関係機関につないだ件数

※平成 25 年度は 9 月まで

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
つ な ぎ 先	医療機関	341	387	354	260	84	1,426
	自立支援センター	280	222	165	123	59	849
	福祉事務所	161	126	140	99	51	577
合計		782	735	659	482	194	2,852

第 2 期計画では、健康や生活・福祉の相談を通じて、ホームレスとなった事情や状況の把握を行った上で、それぞれの状況に応じて必要とされる制度や施設等へつなげることができました。

【第 2 期計画の課題】

関係機関のつなぎについては、医療機関が最も多く、健康状態不良のホームレスが目立つようになってきています。要因としては第 4 章でも触れたとおり、野宿生活期間が長期化した高齢者が、自立支援センターや生活保護制度の利用を拒否し、野宿生活に取り残されているためと考えられます。

また、本市内のホームレスの中には、意思疎通が難しい等、精神疾患が疑われ、病院受診が必要な状態と思われる者が見られます。しかしながら、こうした者は自傷・他害のおそれがないことや、病気であるという意識がないことから、受診につなげることが難しい状況となっています。

【第3期計画の方向性】

本市のホームレスは、健康状態不良や野宿生活期間が長期化した者、高齢者が多く存在しますが、こうした者はより早期の支援が必要であることから、優先的に訪問し、可能な限り自立支援施策につなぐことができるよう、取組を進めていきます。

また、巡回相談事業によるつなぎ先の関係機関として最も多い、医療機関との連携を強化し、医療受診を入り口として、生活保護制度や介護保険制度、障害者総合支援法等、福祉施策につなげていきます。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
巡回相談事業					
	取組の推進				

(2) 自立支援センター事業

【目的・目標】

- 野宿生活からの脱却の意思がある者に対して、社会復帰に向けた支援を行うこと
- 災害や襲撃、DVなどにより緊急的に避難を必要とする者に対して、一時的な居場所を提供すること

【事業概要】

自立支援センター事業は、野宿生活からの脱却の意思がある者、緊急的な避難を必要とする者に対し、宿所・食事の提供や日用品の支給を行うほか、必要により就労支援や日常生活訓練、医療等、ホームレスの状況に応じた支援を行う、本市のホームレス支援の中核を成す事業です。

平成18年度の事業開始時は、2館定員232人でしたが、平成26年3月現在は、次のとおり、4館定員182人で運営を行っています。

【表18】自立支援センター一覧

名称	形態	定員	所在地	備考
川崎市自立支援センター日進町 (以下「日進町」という。)	通常型	82	川崎区	平成25年4月に「川崎市就労自立支援センター」から名称変更
生活づくり支援ホーム下野毛 (以下「下野毛」という。)	通常型	40	高津区	平成25年4月に「富士見生活づくり支援ホーム」から名称変更
川崎市自立支援センター渡田 (以下「渡田」という。)	通常型	50	川崎区	平成25年4月に「川崎市就労自立支援センター別館」から名称変更
川崎市自立支援センター南幸町 (以下「南幸町」という。)	サテライト型	10	幸区	平成25年4月に「川崎市就労自立支援センター分館」から名称変更
合計		182		

各センターには、施設長、事務員、生活相談指導員等を配置し、定期的に面談を行い、日常生活能力や金銭管理能力、就労能力等の行動評価を行い、個々の能力に応じた自立支援計画を策定し、適切なプログラムや支援制度を活用し、社会復帰に向けた

支援を行っています。また、南幸町を除く各センターには、ハローワークや県ホームレス就業支援協議会（以下、「寿労働センター」という。）の協力を得て、就労支援員が配置されており、求職支援を実施しています。さらに、日進町及び下野毛では、ホームレスに対し、洗濯機、シャワー等の開放を行い、ホームレスの衛生状態の向上に向けた取組も行っています。

なお、近年、福祉事務所での短時間での面接では、課題や支援の方向性を見極めることが難しい者が多く見受けられるようになってきたことから、平成25年2月に自立支援センター全般の支援体制の見直しを図り、表19のとおり、支援の方向性に基づくコース制度を導入しました。

〔表19〕自立支援センターにおけるコース制度

名称	目的	対象者	主な実施センター	備考
見極めコース	一定期間センターで生活状況等を見守った上で、自立阻害要因を把握し、適切な支援や処遇方針を決定する。	福祉事務所の面接で、一定の自立阻害要因の可能性があると判断された者。	日進町 南幸町	見極めの結果、就労自立コース、生活支援コース、生活保護によるアパート転宅等、次の支援に移る。
就労自立コース	安定した職を確保し、就労によるアパート転宅を支援する。	就労意欲があり、かつ自立阻害要因が無いまたは軽微な者。	日進町 渡田 南幸町	男性は日進町、女性は南幸町に入所後、渡田に移動。
生活支援コース	疾病の治療、障害者手帳の取得、介護認定等、自立阻害要因を排除する、または制度利用等の手続きを進めた上での自立を支援する。	疾病、高齢、障害等のために、短期間での自立は困難で、まずはこうした自立阻害要因の解決が必要な者。	下野毛	
緊急避難コース	災害その他特別な事情による一時的な非難場所を提供する。または生活保護申請後の短期間の居所を提供する。	災害等により、普段の居場所にいられない者。または生活保護申請後、居所が見つかるまで居場所がない者。	日進町 南幸町	男性は日進町、女性は南幸町。

【第2期計画の取組状況】

① 自立支援センター日進町

平成18年度の開設以来、主に就労による自立を目指すホームレスと、生活保護の申請を行ったが居宅が見つかるまで居場所がないホームレスを対象に、就労、居宅確保を主とした支援を実施してきました。

平成25年2月のコース制度の導入により、見極めコース、就労支援コース、緊急避難コースを設置し、男性の利用者を対象として、運営を行っています。定員が最も大きく、下野毛、渡田には、原則として日進町を経由して入所する仕組みとなっています。

平成21年度から平成25年度（9月まで）の入所者数は、1,808人、退所者数は1,842人、うち就労による自立は313人、福祉制度活用による自立は515人、他のセンターに移行した者は286人、無断・規則違反等により退所した者は728人でした。

〔表 20〕 日進町の入退所の状況

※平成 25 年度は 9 月まで

(単位:人)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
新規入所者数		396	279	461	448	224	1,808
退所者数		416	285	456	464	221	1,842
内 訳	就労自立	101	94	60	43	15	313(17%)
	福祉自立	155	28	111	113	108	515(28%)
	センター移動	-	5	110	135	36	286
	その他	160	158	175	173	62	728

② 自立支援センター南幸町（サテライト型³）

平成 20 年度に、日進町の分館（サテライト型）として、初めて川崎区以外に開設した施設です。平成 23 年度以降は、主に女性の受入れを行うとともに、健康状態不良の者や、閉庁日及び閉庁時間に援護の必要が発生した者を受け入れる等、主に緊急避難的な施設としての役割を果たしてきました。特に、自力では立つことができず、常時失禁状態にある者について、即応的な受け入れを図ってきた実績があります。

平成 21 年度から平成 25 年度（上半期）の入所者数は、418 人、退所者数は 422 人、うち就労による自立は 27 人、福祉制度活用による自立は 280 人、他のセンターに移動した者は 29 人、無断・規則違反等により退所した者は 86 人でした。

〔表 21〕 南幸町の入退所の状況

※平成 25 年度は 9 月まで

(単位:人)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
新規入所者数		26	148	128	78	38	418
退所者数		29	145	126	82	40	422
内 訳	就労自立	15	6	1	4	1	27(6%)
	福祉自立	12	111	76	55	26	280(66%)
	センター移動	-	-	16	7	6	29
	その他	2	28	33	16	7	86

③ 生活づくり支援ホーム下野毛

平成 21 年度に、富士見ホームの分館（サテライト型）として、高津区に定員 30 人で開設しました。平成 22 年度末に、富士見ホームを 5 年間で閉所したことに伴い、平成 23 年度末に定員を 10 人増やしました。

主に、傷病や障害によりフルタイムの勤務は難しい者を対象に、半就労・半福祉¹¹による自立の支援を実施してきましたが、近年では、依存症や精神疾患等により、アパートでの 1 人暮らし自体が困難な者について、病気の治療や、障害者手帳の取得、介護認定等の各種制度利用を図ったうえで、病院やグループホーム、養護老人ホーム等につなげる活動も展開しています。

平成 21 年度から平成 25 年度（9 月まで）の入所者数は、191 人、退所者数は 163 人、うち就労による自立は 5 人、福祉制度活用による自立は 122 人、他のセンターに移動した者は 3 人、無断・規則違反等により退所した者は 33 人でした。

〔表 22〕 下野毛の入退所の状況

※平成 25 年度は 9 月まで (単位:人)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計	
新規入所者数	33	25	45	65	23	191	
退所者数	12	16	48	57	30	163	
内訳	就労自立	0	1	1	2	1	5(4%)
	福祉自立	7	9	36	45	25	122(75%)
	センター移動	-	-	1	1	1	3
	その他	5	6	10	9	3	33

④ 自立支援センター渡田

平成 22 年度に、富士見ホームを閉所したことに伴い、開設しました。開設以来、就労による自立を目指す者に対する支援を行っています。

当初は定員 60 人で運営していましたが、就労による自立が見込まれる者の数が減少したことから、平成 24 年度からは定員 50 人に減員し、現在に至っています。

支援内容としては、求職相談のほか、就労の継続を目的とした相談（職場の人間関係、仕事上の悩み、給料の減額、転職等）、金銭管理の相談、居宅確保の相談等を行っています。

平成 21 年度から平成 25 年度（9 月まで）の入所者数は、231 人、退所者数は 214 人、うち就労による自立は 95 人、福祉制度活用による自立は 12 人、他のセンターに移行した者は 11 人、無断・規則違反等により退所した者は 96 人でした。

〔表 23〕 渡田の入退所の状況

※平成 25 年度は 9 月まで (単位:人)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計	
新規入所者数	-	5	103	87	36	231	
退所者数	-	0	92	70	52	214	
内訳	就労自立	-	0	30	32	33	95 (44%)
	福祉自立	-	0	8	3	1	12 (6%)
	センター移動	-	-	7	4	0	11
	その他	-	0	47	31	18	96

【第 2 期計画の課題（4 施設）】

第 2 期計画期間においては、全施設の退所者 2,312 人（センター移動 329 人を除く）のうち、約 40%の 943 人が規則違反や無断で退所し、再びホームレスに戻っていることから、このような結果に至った経過や要因を確認し、支援手法の改善を図っていくことが必要と考えられます。

また、就労自立者数 440 人に対し、福祉自立者数 929 人となっており、就労自立できるホームレスが少なくなっていることから、現在の就労自立コース、生活支援コースの定員配分が、利用者の状況とミスマッチを起こしています。

さらに、第 4 章（2）①で触れたとおり、ホームレスの高齢化に伴い、廃用症候群、栄養失調、認知症により、要介護の状態で発見されるホームレスに対する受け入れが課題となっています。

〔表 24〕 自立支援センター 4 館合計の入退所の状況

※平成 25 年度は 9 月まで (単位:人)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計	
新規入所者数	455	457	737	678	321	2,648	
退所者数	457	446	722	673	343	2,641	
内訳	就労自立	116	101	92	81	50	440 (16.6%)
	福祉自立	174	148	231	216	160	929 (35.1%)
	センター移動	0	5	134	147	43	329
	その他	167	192	265	229	90	943

【第3期計画の方向性】

ホームレスとなった状況や自立を阻害する要因を把握し、適切な支援を行うため、寿労働センターによる職場体験講習の活用や、自立支援プログラムの充実を図ることにより、就労可能かどうか、1人暮らしが可能かどうかを評価する見極めコースの精度の向上を図ります。

また、ホームレスの状況の変化に対応し、コースの定員を変更します。具体的には、就労可能なホームレスの減少に伴い、就労支援コースを縮小する一方、就労困難者を受け入れる生活支援コースの定員拡充について、自立支援センターの統廃合を検討します。

さらに、規則違反・無断退所等により自立に至らず、再野宿化した者については、こうした結果に至った経過や要因を踏まえ、支援手法の改善を図るとともに、再チャレンジできる仕組みを整備します。

一方、現在、緊急避難の対応を主に実施しているセンターについて、介護資格を保有する職員を配置するなど、要介護の状態のホームレスを一時的に受け入れ可能な体制を目指します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自立支援センター事業	→-----→				
	4館の体制検討				
	→				
	見極めコースの充実(職場体験講習の活用、中間的就労の実践)				

(3) アフターケア事業（新規）

【目的】

- 自立支援センターを自立退所した者が、再び野宿に戻ることを防止し、安定した地域生活を営めるよう支援すること

【事業概要】

アフターケア事業は、これまでグループホーム型事業として、自立支援センター退所後のアパートでの生活に向けて、1人暮らしの訓練をすることを目的に、用途廃止の市営住宅を活用して実施してきました。

利用対象者は、自立支援センターを就労または福祉により退所する者で、アパート生活の経験が少ない、金銭管理が苦手な、通院が必要等、1人暮らしが不安な者について、退所後もなお一定の見守りが必要であると自立支援センター施設長が認める者のうち、本人の合意を得られた者としています。

利用期間は6～12か月で、週に1～2回程度、相談員が（仮称）生活訓練住宅に訪問し、家計管理やゴミ出し、近隣との付き合い方等、日常生活の安定のための相談支援のほか、就労している者に対しては、職場の人間関係や仕事の悩み、転職の希望等、

様々な相談を行っています。

平成26年3月現在は、16部屋定員16人で運営をしています。

【第2期計画の取組状況】

平成21年度から25年度（9月まで）の入所者数は48人、退所者数は48人、うち、就労による自立は13人、福祉制度活用による自立は30人、無断・規則違反等により退所した者は、5人でした。

〔表 25〕（仮称）生活訓練住宅の入退所の状況

※平成25年度は9月まで

（単位：人）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計	
新規入所者数	14	12	8	11	3	48	
退所者数	12	9	10	8	9	48	
内 訳	就労自立	4	3	3	2	1	13(27%)
	福祉自立	6	6	7	4	7	30(63%)
	その他	2	0	0	2	1	5

第2期計画期間中は、平成21年に木月市営住宅（定員10）を、平成22年に末長市営住宅（定員6）を開設する一方し、用途廃止となった鹿島田支援住宅（定員6）を閉所しました。

【第2期計画の課題】

これまでセンターを自立退所した後、再び野宿生活に陥る者が一定程度存在しましたが、グループホーム型事業以外に、センター自立退所後の継続支援を行う仕組みがありませんでした。

【第3期計画の方向性】

市営住宅を活用した（仮称）生活訓練住宅は、第1期、第2期計画期間の全退所者48人に対し、就労または福祉制度の活用により自立した者が43人となっており、約90%が自立を果たしました。今後も、効果が期待できることから、（仮称）生活訓練住宅については、引き続き実施していきます。

一方、（仮称）生活訓練住宅を利用しない者に対しては、自立支援センター退所後の社会生活の安定化を図るため、アフターケアの仕組みを整備します。具体的には、自立支援センター退所後に、アパートでの単身居宅生活を開始した者に対し、居宅訪問や電話、手紙による状況確認をとおして、地域で安定した生活が継続できるよう、川崎市生活自立・仕事相談センターと連携して支援します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アフターケア事業	(仮称)生活訓練住宅のさらなる活用・アフターケアの推進				

(4) 越年対策事業

【目的・目標】

- 年末年始期間中、企業等の休業により収入が得られないホームレスの生活を維持すること。
- 自立の意思があるホームレスに対しては、自立支援センター等で実施する自立支援施策につなげる。

【事業概要】

越年対策事業は、平成6年度から緊急援護事業として、病弱・高齢のホームレスを対象に実施してきました。

宿所とともに、食事や入浴設備を提供します。また、健康相談を行い、必要に応じて医療機関（救急外来）に同行し、必要な治療を行います。

なお、宿所については、平成25年度までは川崎区富士見にある川崎市体育館を貸切り、寝具を貸出してホームレスに開放してきましたが、川崎市体育館は老朽化に伴う再整備計画があることから、川崎市体育館での越年対策事業の実施は、平成25年度で最後になります。

【第2期計画の取組状況】

第2期計画期間中は、延べ430人が越年対策事業を利用しました。そのうち、延べ34人が健康相談を受け、医療機関を受診しました。また、自立支援センターに入所した人数は、平成24年度は9人でしたが、平成25年度は自立につなげることを重視したことから26人でした。

【表 26】越年対策事業の実施状況

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
期間	平成21年12月28日～ 平成22年1月4日 (7泊8日)	平成22年12月28日～ 平成23年1月4日 (7泊8日)	平成23年12月28日～ 平成24年1月4日 (7泊8日)	平成24年12月28日～ 平成25年1月4日 (7泊8日)	平成25年12月28日～ 平成26年1月6日 (10泊11日)
会場	川崎市体育館 富士見ホーム 他	富士見ホーム 他	川崎市体育館 他	川崎市体育館 他	川崎市体育館 他
(受入れ定員)	計95人	計95人	計90人	計90人	計93人
受入人数	84人	72人	87人	90人	97人

【第2期計画取組後の課題】

自立支援施策を希望しない（現状維持を希望する）ホームレスも多く、越年対策事業終了後、約9割の利用者が再び野宿生活に戻りました。

【第3期計画の取組の方向性】

越年対策事業を契機に、自立支援施策につなげ、ホームレスからの脱却をめざします。特に、高齢化に伴い健康に不安を抱えるホームレスについては、野宿生活からの脱却を誘導し、医療機関への受診につなげます。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
越年対策事業	事業終了後の継続支援の重点化・ターゲットの再検討				

(5) 衛生改善事業

【目的・目標】

- ホームレスの衛生状況を改善し、健康を確保すること。
- ホームレスの生活状況や健康状況を把握し、相談支援を行い、関係機関につなげ、健康対策の推進を図ること。

【事業概要】

ホームレスは、路上（野宿）生活により不衛生な状態にあることから、利用を希望するホームレスに洗濯や入浴設備を開放し、衛生状況の改善を図ります。さらに、必要に応じて、ホームレスに衣類（古着）を提供します。

併せて、生活面や健康面に関する相談支援を行い、必要に応じて自立支援センター、医療機関、福祉事務所等につなげます。

【第2期計画の取組状況】

延べ42,797人が衛生改善事業を利用し、このうち100人を自立支援センター、医療機関、福祉事務所につなげることができました。

〔表17〕 衛生改善事業利用状況

※平成25年度は9月まで

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
利用者数	21,939	12,526	2,898	3,670	1,764	42,797
つなぎ先	1	57	1	32	9	100
自立支援センター	1	30	0	12	6	49
医療機関	0	5	1	7	3	16
福祉事務所	0	22	0	13	0	35

※平成22年度末に富士見生活づくり支援ホームが閉所したことに伴い、衛生改善事業利用者数が減少しました。

【第3期計画の取組の方向性】

引続き、第3期計画期間においても実施します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
衛生改善事業					
	取組の推進				

(6) ホームレス実態調査

【目的・目標】

- ホームレスの自立支援施策の効果を継続に把握すること。
- ホームレスの自立支援施策の見直しを検討するにあたって、必要なデータを得ること。

【事業概要】

「ホームレスの実態に関する全国調査」として国から受託し、河川や公園等の施設管理者やホームレスの支援団体等の協力を得て、概数調査（毎年）と生活実態調査（概ね5年ごと）を実施します。概数調査では、目視により起居の場所ごとの人数を把握し、生活実態調査では、個別面接調査により生活実態を把握します。特に、移動型のホームレスの実態を把握するため、日中だけでなく深夜の時間帯も調査を行っています。

【第2期計画の取組状況】

市内のホームレス人数は、平成15年度の1,038人をピークに減少に転じ、第2期計画期間中も減少しています。この調査結果に基づき、政策評価や事務事業点検を実施し、自立支援施策の推進に反映しました。

〔表 26〕 概数調査の結果

年度	人数	調査日
平成15年度	1,038人	平成15年8月
平成21年度	631人	平成22年1月14～15日
平成22年度	598人	平成23年1月13～14日
平成23年度	543人	平成24年1月11～13日
平成24年度	527人	平成25年1月16～17日
平成25年度	(集計中)	平成26年1月

【第3期計画の取組の方向性】

自立支援施策を効率的かつ効果的に実施するため、引続き実施します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ホームレス 実態調査					
		取組の推進			

2 関係機関との連携による個別分野の取組

(1) 人権擁護の取組

【目的・目標】

- ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消すること。
- 基本的人権を尊重した取組を推進すること。

【概要】

ホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故を防止するため、学校教育における教職員向けの冊子「子どもたちの健やかな成長を願って」を配布します。また、夏休みや冬休み等の期間中にパトロールを実施します。

さらに、女性や外国人のホームレスもいることから、自立支援センター内に女性専用の居室フロアを設けるなど、個々の状況に配慮した対応を図ります。

【第2期計画の取組状況】

教育委員会では、引続き、人権尊重教育や道徳授業の中で、ホームレスへの理解や接し方についての教育を実施しました。また、ホームレスの状況を確認するため、夏休み、冬休み等にパトロールを実施しました。さらに、ホームレスが襲撃を受けた際に、被害者から直接、状況を聞き取るための専用電話を設置し、対応しました。

【第3期計画の取組の方向性】

ホームレスに対する襲撃防止の取組として、教育委員会やホームレス支援団体との合同パトロールを実施します。

また、女性や外国人のホームレスもいることから、引続き、自立支援センターで受入れるなど、女性相談や外国人相談の関係機関とも連携して対応します。

(2) 就業の機会の確保

自立に向けては、より多くの求人、職種を確保することが重要であることから、就労能力、希望職種のほか、障害の有無や程度等も正確に把握した上で、それぞれの状況に応じた就業の場を、職業訓練から常用雇用に至るまでの段階、又は様々な半就労半福祉的自立の形態ごとに安定的に確保・提供する必要があります。

①公共職業安定所(ハローワーク)及び県ホームレス就業支援協議会(寿労働センター)等との連携による取組

【目的・目標】

センター利用者への就労支援や職場定着支援、また就労に至るまでの準備支援を行うために、ハローワーク、寿労働センターと連携します。

【概要】

センター利用者を対象とした職業相談や就業相談、職業意欲の喚起のためのカウンセリングによるメンタルヘルスケア、就職への一歩を踏み出すための職場体験講習や就業支援セミナーを行っています。また、就職後においても、職場定着を目的としたアフターフォロー面接を実施しています。

【第2期計画の取組状況】

ハローワーク、寿労働センターと連携し、平成21年度から平成25年度に合計で8,557件の職業相談、就業支援相談、意欲喚起のため面接を実施しました。また、職場体験講習は117件、就業支援セミナーは44回実施しました。

センター退所者2,312人のうち440人が就労自立を果たしました。

〔表27〕ハローワーク、寿労働センターの実績

※平成25年度は9月まで

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
公共職業安定所	880	1,065	1,591	1,409	819	5,764
寿労働センター	-	885	901	566	441	2,793
職場体験講習	-	4	17	42	54	117
就業支援セミナー	-	13	15	18	10	56
合計	880	1,950	2,492	1,975	1,260	8,557

【第2期計画取組後の課題】

自立支援センターに入所する若年層のホームレスの割合が増加しています。この層は就職しても仕事を継続できず、再びホームレスに戻る者が一定数存在しており、若年層への就労支援、職場定着支援が課題となっています。

【第3期計画の方向性】

ハローワーク及び寿労働センターと連携し、センター入所者に対する就労支援を行うとともに、職場体験講習の活用により、若年層への就労支援を行います。

また、若年層の自主・無断による退所者数が多い状況があるため、これまでの就労支援になじまない者に対して、まずは就労が可能な段階にまで意欲を喚起し、一般の社会生活に馴染むよう規則正しい生活習慣を整え、就労が可能となるまでの準備支援を行うために、ハローワーク、寿労働センター無料職業紹介所、かわさき若者サポートステーションと連携していきます。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共職業安定所・ 寿労働センターと の連携による取組					
		取組の推進			

(3) 安定した居住の場所の確保

居所の喪失は、住民票を失うことにより求職活動が困難となるだけでなく、健康保険への加入が出来ず、医療機関の受診が難しくなる、また地域とのつながりが切れてしまう等、様々な社会資源との関係を途絶えさせる原因になることから、ホームレスに対するハウジングファースト¹⁰をはじめ、就業の機会が確保され、社会生活を営むことが可能となった人に対しては、適切な居所の確保と継続した安定した居宅生活維持のためのアフターケアの実施が必要です。

①民間賃貸住宅にかかわる団体との連携による入居機会の確保及び居住の安定・継続支援

【目的・目標】

川崎市居住支援制度の活用により、居所の確保と居住の安定を目指します。

【取組概要】

民間賃貸住宅に関わる宅建協会や不動産店と連携しながら、不動産店及び家主の理解と協力のもと、川崎市居住支援制度の活用により、センターの退所者を対象として、保証人が見つからない場合の入居保証や入居後の居住の安定・継続を支援します。

【第2期計画の取組状況】

平成 21 年度から平成 25 年度で 24 件の居住支援制度の申請があり、保証人が見つからず民間賃貸住宅を借りることが困難な者も、制度を活用することで入居が可能となりました

〔表 27〕 居住支援制度利用件数

※平成 25 年度は 9 月まで

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
居住支援制度 申請件数	8	5	7	2	2	24

【第 3 期計画の方向性】

引き続き、民間賃貸住宅に関わる宅建協会、不動産店と連携しながら、川崎市居住支援制度の活用によって、センターの退所者に対する居住支援を実施します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入居機会の確保及び居住の安定・継続支援					
	取組の推進				→

②緊急一時的な居所提供事業支援

【目的・目標】

緊急で居所を必要とするホームレスに対し、センターを活用した居所提供を行い、安全な居場所を確保します。

【取組概要】

居所喪失や災害、健康状態の不良により、緊急一時的に居所を必要とするホームレスに対して、センターを活用した支援を行います。

【第 2 期計画の取組状況】

平成 22 年度から平成 25 年度（上半期）は 762 人に対して、センターを活用して支援を実施しました。

〔表 28〕 保護・緊急入所者数

※平成 25 年度は 9 月まで

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
保護・緊急入所者数	-	153	264	250	95	762

※富士見ホームについては保護・緊急枠での統計をとっていなかったため不明。

※件数は自立支援センター日進町、自立支援センター南幸町、生活づくり支援ホーム下野毛のみ。

【第 2 期計画の課題】

緊急一時的な対応になるため、期限到来により、再びホームレスに戻る者が多く、自立支援施策につながりにくい状況となっています。

また、緊急対応が必要な者の中には、体調不良や高齢化によりADLが低下してから発見される者、通院が必要な者も存在していますが受入体制が未整備となっています。

【第3期計画の方向性】

緊急一時的に居所を必要とするホームレスについても、自立支援事業につなげられるよう、対応していきます。

また、歩行困難な者、認知症の者等介護が必要な状態で発見されるホームレスについては、介護資格保持者を職員として配置し、受入れ体制を整備します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
緊急一時的な居所提供事業支援					
	取組の推進				

(4) 保健及び医療の確保

野宿生活においては、栄養状態や健康状態が悪化しているにもかかわらず、必要な保健・医療サービスを受けられないケースが多いことから、医療機関、保健所、福祉事務所との連携のもとに、個々の病状に応じた保健及び医療の確保に努めるとともに、受診後における生活保護制度や介護保険制度へつなぎ、ホームレスの健康状態の改善に努めていきます。

① 健康対策事業（結核検診・健康診断）

【目的・目標】

疾病の早期発見をはじめ、適切な医療が提供されるように、巡回相談員、福祉事務所、保健所による連携体制を整え、健康相談・保健指導等を円滑に実施します。

【事業概要】

ホームレスの健康状態の改善を目的とした結核検診及び健康診断について、平成6年度から、年1～2回実施しています。

【第2期計画の取組状況】

第2期計画期間中における結核検診・健康診断の受診者数は、延べ269人（そのうち、結核り患者数は0人、所見人数は205人）でした。結核患者は見られませんでした。要医療、要指導ともに、高い割合である状況が見られ、ホームレスは健康状態が不良である者が多いことが明らかとなりました。

〔表 29〕 結核・健康診断受診者数と所見人数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
健診日	10月8日	10月12日	10月19日	10月31日	10月29日
検査項目	問診、エックス線、身長・体重測定、尿検査、血圧測定、血液検査				
会場	川崎市教育文化会館（川崎区富士見2丁目1番3号）				
受診人数	61人	59人	52人	60人	37人
所見人数	31人 (要指導18) (要医療13)	47人 (要指導26) (要医療 21)	46人 (要指導29) (要医療 17)	48人 (要指導31) (要医療 17)	33人 (要指導 21) (要医療 12)

【第2期計画の課題】

健診の結果、8～9割程度の者が要指導もしくは要医療となっており、健康状態に問題を抱えている者が多くいることが示されました。このことからホームレスは全体的に健康状態が悪く、ホームレスの医療の継続及び医療機関へのつながりが課題となります。

【第3期計画の方向性】

野宿生活期間が長くなるほど、栄養のかたよりや腰・歯の疾患、アルコール依存症やアルコール性肝障害、不眠等によるストレス増大から生じる高血圧症や心不全等の心疾患を発症する危険性が高まるとともに、感染症の早期発見が難しくなることから、巡回相談事業により疾病を早期に発見し治療につなげ、健康対策を実施します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
健康対策事業	→ 取組の推進				

② 保健所や精神保健福祉センター等との連携

【目的・目標】

精神疾患を抱えるホームレスに対し、保健所、精神保健福祉センター等と連携し、専門相談を実施します。

【取組概要】

精神障害やアルコール、ギャンブル、薬物の依存症を抱えている人に対して、保健所や精神保健福祉センター、こころの相談所、福祉事務所、精神科病院と連携して専門相談を実施します。

【第2期計画の取組状況】

平成21年度から平成25年度までに自立支援センター及び巡回相談事業から65人を保健所や精神保健福祉センター、こころの相談所等、専門相談につなぎました。

〔表30〕自立支援センター、巡回相談から専門相談へつないだ人数

※平成25年度は9月まで

(単位:人)

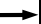
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
センター	0	1	10	12	10	33
巡回相談事業	0	0	0	20	12	32
合計	0	1	10	32	22	65

【第2期計画の課題】

ホームレスの中には精神疾患が疑われる者が存在しますが、自傷、他害のおそれがなく、病気であるという意識が無いことから、医療につながりにくい状況となっています。

【第3期計画の方向性】

精神疾患が疑われるホームレスについては、引き続き、巡回相談で見守りを行うとともに、精神保健福祉センターや保健所との合同巡回相談や緊急時の警察、消防との速やかな連携体制を整備します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健所や精神保健福祉センター等との連携	取組の推進 				

③ 救急医療活動円滑化事業

【事業概要】

救急医療活動円滑化事業は、ホームレスが救急搬送された際等に、適切な医療を円滑に行うために、清拭を実施することが主な内容で、平成7年度から開始しました。

【第2期計画の取組状況】

本事業の実施により、円滑な受診と適切な診療が行われました。

〔表31〕救急医療活動円滑化事業の実施人数及び対象医療機関数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象人数	1,073人	1,186人	583人	355人
対象医療機関数	25	25	25	23

【第3期計画の方向性】

円滑な救急医療活動の実施を目的としていますが、ホームレスの健康状態を把握している巡回相談員と、医療機関や福祉事務所との連携を強化し、ホームレスがスムーズに医療機関を受診できる体制を整備します。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
救急医療活動 円滑化事業					
	取組の推進				

(5) 施設管理者との連携による自立に向けた取組

公共施設の利用者と、そこで起居するホームレスとの間であつれきが生じていることから、一刻も早い事態の解決に向けて、施設管理者と連携し、緊急的な対応を行っており、対応に際しては、ホームレスの自立に重点を置いて取組を進めます。

【目的・目標】

公共施設を起居とするホームレスに対して、施設管理者、巡回相談員と連携し、自立支援施策につなぎます。

【取組の概要】

川崎駅周辺、公園、河川の施設管理者との合同巡回を開催し、自立に向けた取組を進めます。

また、巡回相談員と施設管理者が情報を共有し、工事や苦情による立ち退きにより、荷物の撤去指導を行う際、事前にセンターや生活保護制度の案内を行い、自立につなげます。

【第2期計画の取組状況】

川崎駅東口の再編整備の対応として、関係局との会議に出席しました。また、駅、公園、道路、河川敷の施設管理者との情報共有や荷物撤去時について、事前に巡回相談員が訪問し、センターや自立支援施策につなげることができました。

【第3期計画の方向性】

平常時から巡回相談を行うとともに、施設管理者との連携により、川崎駅東口広場の再編整備や、多摩川、公園緑地の機能回復と併せて、自立に向けた取組を進めます。

取組\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共空間における 施設管理者との連携					
	取組の推進				

(6) 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う対応

平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、都市公園施設や交通インフラなど、首都圏を中心に大規模な都市基盤整備が進み、ホームレスの居場所が無くなることが予想されますので、その対応を検討します。

3 ホームレス自立支援推進市民協議会

市民協議会は、ホームレス施策の実施と評価に際しての市民意見の反映を目的として設置するもので、学識者、社会福祉関係者、法律専門家、公募市民等から構成しています。

今後も、第 3 期計画の総合的な推進と進捗状況の管理を行うため、継続的に市民協議会を設置・開催していきます。

また、市内における連携を図りながら、健康、福祉、雇用、居住、教育等、ホームレスの自立支援施策を総合的に展開していきます。

○川崎市野宿生活者自立支援対策市民協議会（平成 14 年 10 月～平成 16 年 3 月）

計 15 回の開催を通じて、自立支援施設の設置を目指した協議を行いました。

また、平成 16 年 3 月に、自立支援対策の課題と基本方向については「川崎市ホームレス対策の基本方向について（報告書）」にて取りまとめました。

○第 1 期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会（平成 16 年 11 月～平成 18 年 11 月）

計 10 回の開催を通じて、自立支援センターの設置及び運営等、計画の進行管理を行いました。

○第 2 期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会（平成 19 年 5 月～平成 21 年 3 月）

計 14 回の開催を通じて、第 1 期計画の検証と評価を行い、委員からの意見を取りまとめ、第 2 期計画に反映させました。

○第 3 期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会（平成 21 年 7 月～平成 23 年 7 月）

計 6 回の開催を通じて、第 2 期計画の進行管理を行いました。

○第 4 期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会（平成 23 年 8 月～平成 25 年 8 月）

計 5 回の開催を通じて、第 2 期計画の進行管理を行うとともに、第 3 期計画の方向性を検討しました。

○第 5 期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会（平成 25 年 12 月～平成 27 年 12 月）

平成 25 年度中に 3 回の開催を通じて、第 3 期計画に関する意見交換を行い、委員からの意見を取りまとめ、計画に反映させました。

第9章 推進体制

(1) 進行管理

「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画」については、学識経験者、公募市民、関係機関の代表等から構成される「川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」において、第3期計画の進捗状況を点検し、報告するとともに、協議会委員から意見を聴取し、施策に反映させ、基本方針に基づく取組を計画的に推進していきます。

(2) 庁内連携

第3期計画の実施にあたっては、まちづくり局、建設緑政局、教育委員会及び各区役所と連携し、「各課題に対する具体的な取組」であげた施策について、適切な推進を図ります。

(3) 関係機関との連携

第3期計画の実施にあたって、ハローワーク、寿労働センター、NPO法人、社会福祉法人と協働し、ホームレスをトータルサポートする仕組みの構築を進めます。

(4) 職員配置の変更

川崎区保健福祉センター特別指導担当を健康福祉局に統合し、自立支援センターの利用調整など具体的なホームレス対応と自立支援施策の企画立案について、一体的に取り組めます。

資料編

用語説明（五十音順）

1 アセスメント

利用者の自立を支援するために解決すべき課題を発見する課題分析を含む一連の作業のことです。

2 簡易宿泊所

旅館業法における営業許可業種の一つで、一定の設備基準を満たす施設を言います。低額で宿泊できるため、日雇労働者等の常宿として利用されています。

3 サテライト型

「衛星」と直訳されますが、ホームレス自立支援事業においては、「通常型の自立支援センター」と一体的に管理運営を行う施設であって、利用定員が概ね 10 人以上 30 人未満のもの」と定義されています。

4 自助・共助・公助

「自助」は、支援を必要とする人自身やその家族等の努力、「共助」は、人と人とのつながりによる助け合いや支え合い、「公助」は、具体的な行政サービスの提供をそれぞれ意味しています。

本市では、様々な生活課題について、「自助・共助・公助」がバランスよく網目を結うようなネットとして機能することにより、地域で暮らすすべての人が、安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくりを目指しています。

5 社会資源

人々の生活の諸要素や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術等の物的、人的資源の総称です。

社会資源は多種多様で、家族、親戚、近隣、友人・同僚、ボランティアといったインフォーマル分野と、行政、社会福祉法人・医療法人、企業、NPO等のフォーマル分野、そして、両者の中間に位置する、町内会・自治会等が挙げられます。

6 自立

「様々な援助を受けながら、自己決定によって社会的な生活を取り戻すこと」の意味で用いられます。なお、「他人の援助を受けず独力で生きていくこと」は古い自立観とされています。

7 自立支援センター

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が自立した生活を営んでいけるよう、原則 90 日の利用の間に、宿泊援護、就労支援、居住支援等の自立支援事業を行うための中間施設です。

8 セーフティネット

「安全網・安全策」という直訳から転じて、「経済的困窮者に対し、最低限の生活を続けられるように救済する社会保障制度」の意味に使われます。例えば、生活保護や雇用保険制度がこれに該当します。

9 地域福祉

高齢者、障害者等というように対象者ごとに捉える「社会福祉」に対し、自分が住む地域を基盤に、住民・事業所・行政等が協働して住民一人ひとりの生活保障を実現していくという新しい福祉の考え方です。

10 ハウジングファースト

「何よりもまず安定して住める住居の確保を優先する」という支援の方法です。行政等が無料又は低額な居住の場所を用意し、一定の利用期間中に就労や生活支援に結び付けるためのものです。

11 半就労半福祉

基本的には就労によって収入を得ているにもかかわらず、年齢や健康状態等の理由から常用雇用ができず、最低限度の生活を維持することが困難な場合に、生活保護制度等の福祉制度を活用するという自立の在り方です。

関係法令

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

公 布：平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号

施 行：平成 14 年 8 月 7 日

失効予定：平成 29 年 8 月 7 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第 3 条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されな

なければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- (2) ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- (3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- (4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- (5) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

- 第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

- 第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

- 第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

- 第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

- 第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して15年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成25年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第8条第1項の規定に基づきホームレスの自立の支援等に関する基本方針を次のように定め、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号）は廃止する。

目次

- 第1 はじめに
- 第2 ホームレスに関する現状
 - 1 ホームレスの現状
 - 2 ホームレス対策の現状
- 第3 ホームレス対策の推進方策
 - 1 基本的な考え方
 - 2 各課題に対する取組方針
 - 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
 - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - 5 基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
 - 1 手続についての指針
 - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 3 その他

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年及び19年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月及び20年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によ

れば、路上等におけるホームレスの数については、全国で9,576人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から15,720人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成24年6月には、10年間の限時法であった法の期限がさらに5年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

本基本方針は、法の趣旨、平成24年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については平成15年、平成19年及び平成24年の概ね5年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成24年概数調査によれば、9,576人となっており（ただし、福島県内の9町村については東日本大震災の影響により未実施。）、平成15年概数調査の25,296人と比べて、15,720人（62.1%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で2,417人（平成15年概数調査においては7,757人）、次いで東京都が2,368人（同6,361人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全1,742市町村のうち424市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上は3自治体（平成19年

概数調査においては7自治体)、100人以上は16自治体(同35自治体)であるのに対し、10人未満は319自治体(同380自治体)と約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成24年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市(仙台市を除く。)及び平成23年概数調査において50人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は59.3歳(平成19年生活実態調査では、調査客対数が異なるものの平均年齢は57.5歳)であり、また、年齢分布については65歳以上が29.0%(同21.0%)となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ 路上(野宿)生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が83.6%であり、このうち、「公園」が29.7%、「河川」が29.1%となっている。

(イ) 路上(野宿)生活期間については、3年未満が37.0%であるのに対し、5年以上は47.0%(10年以上は27.0%)となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層(60歳以上の者をいう。以下同じ。)ほど期間が長期化する傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が33.6%となっている。また、路上(野宿)生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上(野宿)生活期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上(野宿)生活期間が3年以上の者では、その割合は38.8%となっている。

一方、今回の調査における路上(野宿)生活期間が1年未満である者の33.2%が、5年以上前に初めて路上(野宿)生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

(ウ) 仕事については、全体の61.0%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が77.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上(野宿)生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考

えられる。

ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が45.9%、製造業関係の仕事が14.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が42.0%と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.1%、「倒産・失業」が28.4%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が23.5%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く47.1%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が35.3%、「労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた」が17.6%、「借金取立により家を出た」が11.8%、「家庭内のいざこざ」が17.6%となっており、労働環境の変化や借金、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

エ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が26.2%であり、このうち治療等を受けていない者が64.3%となっている。なお、「2週間以上、毎日のように落ち込んでいた時期があった」と回答した者は6.9%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

オ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は78.4%であり、このうち相談をしたことがある者は38.2%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を知っている者は65.3%であり、このうち利用したことがある者は17.6%となっている。また、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を知っている者は64.4%であり、このうち利用したことがある者は10.1%となっている。

シェルター及び自立支援センターの利用者の状況については、

若年層が 44.0%、利用前の路上（野宿）生活期間では 1ヶ月未満の者が 61.1%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活者が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が 26.9%（「会社の寮・住み込み等による就労退所」が 8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が 18.7%）を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別で見ると、若年層が全体の 28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く 53.2%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が 34.2%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く 40.5%となっている。

カ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く 30.5%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が 26.2%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけない」が 11.9%となっている。

なお、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く 65歳以上の者では 37.0%となっている。

キ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は 74.7%を占めているものの、このうち、この 1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が 77.8%となっている。また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は 69.9%であり、金融機関等に借金がある者は 16.0%であった。

ク 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、仕事関連が 19.2%と最も多く、次いで住居関連が 18.5%となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護等の一般

対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成20年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第1号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホームレス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成24年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成19年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2) 総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで

緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス対策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

- エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
- キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体においてNPO等の民間団体と連携しながら、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う中間的就労（以下単に「中間的就労」という。）の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。
- ク ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施において連携を図る。

（２） 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ア 高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用し

つつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 特に、結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第

201号)第19条第1項及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ 保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設(生活保護法(昭和25年法律144号)第38条第2項の救護施設をいう。)等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、路上(野宿)生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介や具体的な指導を行うとともに

に、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ア) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) ホームレス自立支援事業においては、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努める。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては中間的就労に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

(カ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談

支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設

や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、

ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の N P O、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特に N P O、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、N P O、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

ア 近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体

の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。

(ア) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

(イ) NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。

(ウ) 民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

(エ) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

イ 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防ぐことが重要である。このため、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

(1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきである。しかしながら、市町村レベルでほとんどホームレスがない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。

(2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不

可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。

- (3) ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあるため、既存施策の実施や充実の際には、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に関する施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な

活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。

(2) 基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほか、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算し

て5年間とする。

(ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、

公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

第3期 川崎市ホームレス自立支援実施計画
～課題に向き合う支援へ～
(平成26～30年度)

発行 平成26(2014)年●月

問い合わせ先 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室(自立支援担当)
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2697

「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画（案）」について 意見を募集します

ホームレスの自立支援を目的として策定された「第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画」が平成25年度をもって期間満了となりますが、平成26年度以降も、実情に応じたホームレスの自立支援施策を推進するため、「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画（案）」を策定しますので、本計画について、市民の皆様の御意見を募集します。

1 募集期間

平成26年2月13日（木）～平成26年3月14日（金） ※当日消印有効

2 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、健康福祉局生活保護・自立支援室（川崎市役所第3庁舎15階）

3 閲覧物

- ・第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画（案）【概要】
- ・第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画（案）

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）。様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送または持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室（第3庁舎15階）

(2) FAX

044-200-3929

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

5 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

6 問い合わせ先

健康福祉局生活保護・自立支援室 電話番号 044-200-2697